

令和6年度 住民税(市・県民税)の申告について

令和6年度(令和5年中収入)の住民税申告の手続きについてお知らせします。

2月14日(水)から3月15日(金)の期間内に限り、市役所内に特設会場を開設し、所得税の確定申告も受付いたします。ただし、下記のとおり市役所で受付できない申告①～⑦については、塩釜税務署主催の確定申告作成会場(マリングート塩釜)にて申告してください。

■市役所では受付できない申告

- ①新規の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- ②土地・建物及び株式等の譲渡所得の申告
- ③上場株式等の配当所得に関する申告(総合課税及び分離課税)
- ④先物取引に関する雑所得等の申告 ⑤雑損控除の申告 ⑥青色申告
- ⑦消費税の申告(インボイス登録事業者になった方を含む)

■“申告は自宅から” スマホでの電子申告がおすすめ!



確定申告書の作成は、ご自宅からパソコンやスマートフォン等での電子申告(e-Tax 申告)が便利です。また、スマホ申告ができなくても、国税庁ホームページで作成した申告書を郵送で提出できます。申告書作成会場は大変混雑するため、ぜひ電子申告または郵送での提出をお願いします。

- 申告書の作成・提出は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)

詳細はコチラ



※所得税確定申告書の用紙等は市役所税務課では用意していません。

■塩釜税務署主催の所得税・消費税確定申告書作成会場のご案内

【と き】2/16(金)～3/15(金) ※土・日・祝日は除く

【受付時間】午前9時～午後4時

オンライン事前発行はコチラ

【と ころ】マリングート塩釜2階ベイサイドルーム(塩釜市港町1丁目4番1号)

【電 話】022-362-2151(塩釜税務署代表)

※申告書作成会場では、原則ご自分のスマホを使用して、ご自身で申告書を作成します。

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

入場整理券は会場当日配付されますが、LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です。

※インボイスを含む消費税やその他国税に関するご質問は、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

電 話：0570-00-5901(全国一律の電話番号：ナビダイヤル)

利用時間：平日8時半～午後5時



■市役所特設会場へ来場時にご注意いただきたいこと



- 早朝の来庁による順番待ちはお控えください。市役所の開庁時間に合わせてお越しください。
- 来場の際は事前に検温を行い、発熱や体調不良がある場合には、ご来場をお控えください。
- 会場内では感染症対策のためマスクの着用のご協力をお願いいたします。
- 医療費控除の計算や営業・不動産・農業所得の収支内訳書の作成を済ませてからお越しください。特に収支内訳書のご準備がないと申告の受付ができません。計算等がお済みでない場合は、会場内の計算コーナーで計算していただきます。

■ 住民税申告が必要となる方について

「無収入の方」や「収入が遺族年金または障害年金（非課税所得）のみの方」、「市外に居住している家族の扶養に入っている方」であっても毎年住民税の申告が必要です。

特に、次の要件に該当する方は必ず住民税の申告をしてください。

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方及びその世帯に属する方
- 年金支給要件の確認を受ける方 ● 国民年金保険料の免除申請をされる方
- 各種医療費助成の受給者及び受給者の同居家族
- 公営住宅に入居している方 ● 各種申請等で所得（課税・非課税）証明書が必要になる方

【注意】 期日までに申告を行わないと、各種サービスを受けるための判定が正しく行えません。

■ 市役所特設会場のご案内

【と き】 下記のとおり

【受付時間】 午前9時～11時、午後1時～4時（早朝の来庁による順番待ちはお控えください。）

【と ころ】 多賀城市役所6階 601・602会議室

※混雑緩和のために地区別に受付日程を指定しておりますが、特に午前中は混雑するため待ち時間が長くなります。時間に余裕をもってお越しください。

※塩釜税務署主催の開設開始日と異なりますのでご注意ください。

(1) 住民税申告のみ受付（次の①、②に該当する方のみ） 2/14(水)～2/15(木)

① 収入が公的年金のみ、かつ収入金額が400万円以下で各種控除（医療費控除・生命保険料控除・扶養控除等）の適用を受ける方

次に該当するものを持参して、申告をしてください。

- 公的年金の源泉徴収票（複数お持ちの場合は全部）
- 社会保険料の領収書や生命保険料、地震保険料等の保険料控除証明書

② ①以外の収入で住民税（市民税・県民税）の申告をする方

日 程	受 付 地 区
2/14(水)	鶴ヶ谷、丸山、下馬、笠神、大代、桜木、栄、明月、宮内、八幡、町前
2/15(木)	新田、高橋、山王、南宮、市川、浮島、高崎、東田中、中央、留ヶ谷、城南、伝上山

(2) 住民税申告・所得税確定申告受付 2/16(金)～3/15(金) 土日・祝日除く

所得税の確定申告をする方で、地区割日での都合が合わない場合は、塩釜税務署主催の確定申告書作成会場で申告を行ってください。

日 程	受 付 地 区	日 程	受 付 地 区
2/16(金)	桜木	3/4 (月)	高崎2丁目、城南
2/19(月)	大代	3/5 (火)	市川、高崎(2丁目以外)
2/20(火)	八幡(3・4丁目以外)	3/6 (水)	山王
2/21(水)	八幡3・4丁目、栄、明月、宮内、町前	3/7 (木)	浮島
2/22(木)	新田(堀西、南安楽寺、南関合以外)	3/8 (金)	中央
2/26(月)	新田(堀西、南安楽寺、南関合)、東田中(2丁目以外)	3/11(月)	伝上山
2/27(火)	高橋(1丁目以外)	3/12(火)	下馬
2/28(水)	高橋1丁目、南宮、笠神1丁目	3/13(水)	留ヶ谷
2/29(木)	笠神(1丁目以外)	3/14(木)	丸山、鶴ヶ谷
3/1 (金)	東田中2丁目	3/15(金)	予備日

■ 申告に必要な書類

必ず準備が必要なもの	利用者識別番号を確認するための書類	「確定申告のお知らせ」通知書（ <u>税務署から送付されている方のみ</u> ）
	マイナンバーの確認と本人を確認するための書類	【マイナンバーカードをお持ちの方】 マイナンバーカードのみ（マイナンバーの確認と本人確認が両方できます。） 【マイナンバーカードをお持ちでない方】 いずれもコピー可 <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> 【マイナンバーの確認書類】 ・通知カード ・マイナンバー記載のある住民票の写し のうちいずれか1つ </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> 【本人確認書類】 ・運転免許証 ・パスポート ・保険証 ・身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ </div> </div> ※家族が代理で申告する場合は、代理の方の本人確認書類の提示が必要になります。
	被扶養者のマイナンバーを確認する書類	年末調整の有無や申告の内容に関わらず、 <u>配偶者や扶養している親族全員</u> のマイナンバーを確認するための書類（通知カード等のコピーやメモでも可）
	収入を証明するもの（令和5年分）	給与所得、公的年金などの源泉徴収票（原本） 収支内訳書（営業、農業、不動産所得の申告をする人） ※収支内訳書は事前に作成して持参してください。収支内訳書がないと受付できません。 ※国税の通達により、帳簿の保存がない場合は原則として、雑所得と判定しますのでご注意ください。
	通帳（キャッシュカード [※] ）	申告者本人名義のもの（ <u>所得税の還付がある方</u> ）
各種控除で必要なもの	医療費控除	医療費控除の明細書 ※平成29年分の申告時から添付することが義務化されました。
	社会保険料控除	令和5年中支払分の領収書 ※年金から特別徴収されている分は不要です。 （国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金保険・介護保険・任意継続保険など）
	生命保険料控除	一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険の保険料控除証明書
	地震保険料控除	地震保険・旧長期損害保険の保険料控除証明書
	寄附金控除	寄附金の受領証 ※領収証では受付できません。
	配偶者・扶養控除	配偶者・扶養控除の対象者のマイナンバーを確認するための書類（コピーやメモ可）
	障害者・勤労学生控除	各種手帳・各種学校長の証明書

■ 医療費控除申告時の注意点について

本人や生計を一緒にしている家族の治療目的のための医療費が、1年間に10万円（総所得金額が200万円未満の人は、総所得金額の5%）を超えた分の金額が、医療費控除の対象となります。

所得税を納めていない場合や年末調整で所得税が精算されて0円になっている場合は、医療費控除を受けても所得税の還付金は発生しないので所得税申告は不要になりますが、令和6年度の住民税の金額が低くなる場合があるので住民税の申告をしてください。

【注意】医療費控除の申告によって、自己負担した医療費が還付されるものではありません。

医療費控除額	（実際に支払った医療費－保険金等で補填される金額※）－10万円（総所得金額の5%）
---------------	---

※保険金等で補填される金額とは、高額療養費や出産育児一時金、生命保険会社等から支払を受ける医療保険や入院費給付金などです。

医療費の対象にならない（治療が目的でない）もの	医療費の対象になる（治療が目的である）もの
健康診断、人間ドック、インフルエンザ等の予防接種 眼鏡やコンタクトレンズの購入費、通院のためのガソリン代、栄養ドリンク、ビタミン剤、診断書代など	医師の診療や投薬、治療のための歯の矯正費用、治療のための医薬品購入代、通院のための電車賃やバス運賃 など

【注意】「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。

医療費の領収書の代わりに医療費の内訳を「医療費控除の明細書」に記入しなければなりません。領収書のみでは受付できませんので、ご注意ください（領収書は5年間保存する必要があります。）。

健康保険組合等から送付される医療費通知（原本）があれば「医療費控除の明細書」の記入を一部省略することができます。

■ 家族の扶養の範囲で働きたい（アルバイトなどの給与収入あり）

扶養控除が適用される扶養親族の給与収入は「年間 103 万円以下（所得 48 万円以下）」です。所得が 48 万円を超えると扶養控除が適用されません。

【注意】年間 103 万円以下の給与収入であれば扶養には入れますが、 <u>99 万 5 千円を超えると市県民税の課税対象</u> となります。	妻や子どもの 年間の給与収入	扶養 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	妻や子どもの税金	
					所得税	市県民税
	99 万 5 千円以下	○	○	×	非課税	非課税
	99 万 5 千円超～103 万円以下					
	103 万円超～201 万 6 千円未満	×	×	○	課税	課税
	201 万 6 千円以上					

■ ふるさと納税をした方はご注意ください！

令和 5 年 1 月 1 日以降にふるさと納税をした際に「ワンストップ特例制度」の利用手続きを行った方でも、確定申告を行うと、「ワンストップ特例申請」が無効（なかったものとみなす）となります。

確定申告を行う場合は、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますので、必ず全ての「ふるさと納税（寄附）の受領証」をご準備ください。

■ ～市民課から～ 持っているると便利！マイナンバーカード作りませんか？

【マイナンバーカードの申請サポートについて】

市民課では、マイナンバーカードの申請手続きのサポートをしています。申請の所要時間は、おひとり約 5 分程度です。確定申告の待ち時間を利用して、市民課窓口（市役所 1 階）へおいでください。

●持ち物：本人確認書類（免許証、パスポート、各種手帳、保険証、年金手帳等）

【各種証明書のコンビニ交付サービスについて】

マイナンバーカードを利用して住民票の写し等の各種証明書を、全国のコンビニエンスストアで取得できます。※午前 6 時 30 分から午後 11 時まで。12/29 から翌年 1/3 までとシステム休止日は除く。

●利用できる方：多賀城市に住民登録のある 15 歳以上の方（戸籍の取得は、本籍が多賀城市の方）
マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書（4 桁の暗証番号）を設定している方

●各種証明書等：住民票の写し（謄・抄本）、印鑑登録証明書、戸籍（謄・抄本）証明書、所得（課税・非課税）証明書

電話 総務部市民課市民係（市役所 1 階） 368-1104（直通）

■ 森林環境税（国税）の課税が始まります！

森林環境等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 3 月に森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は、令和 6 年度から国内に住所を有する個人に対して課税（一人年額 1,000 円）される国税ですが、市区町村において、個人住民税と併せて賦課徴収することとなっています。住民税と同様に、令和 5 年中の所得に基づいて課税されます。

■ 申告受付期間中のお問い合わせについて

申告受付時間内（午前 9 時～午後 4 時）のお電話での問い合わせは、大変混みあうためつながりにくくなっております。

午後 4 時以降（受付終了後）にお問い合わせいただくか、お電話をいただいても折り返しの対応となる場合があります。あらかじめご了承ください。

電話 企画経営部税務課市民税係 368-1370（直通） 